

平成27年第3回定例会（9月）一般質問

（1）月形町の情報公開の方針と運用について

○ 議員 宮下 裕美子 通告書に従い、一般質問を行います。月形町の情報公開の方針と運用について、まずは町長に質問して行きます。月形町第4次総合振興計画を筆頭に町が発表する様々な計画や目標や未来像には、協働あるいは共生の文言が並んでいます。また、昭和15年月形がまだ村だった時代、月形町開村60周年に作られた町歌の4番にも「自治の栄(ハエ)」として刻まれています。このことから、月形町は過去から現在そしてこれからも住民が主体のまちづくり、つまり、住民自治を目指していることに他ならなく、このことはここにいる人すべての共通認識になっていると思います。この住民自治を進めるためには、まず、何よりもはじめに町と町民が情報を共有することが基本となります。私たち町民の暮らしの様々な情報は、町に集まる仕組みになっているので、この情報共有の鍵は町からの情報公開町からの情報提供と言えます。そのため、町は情報公開制度を持っていて、そこには積極的に情報を提供する姿勢がうたわれています。事例を上げてみます。一つは、町のホームページの情報公開制度の説明です。読んでみます。「情報公開制度は、町が持っている情報を町民の皆さんからの請求により公開する制度です。情報公開は、協働のまちづくりを推進するために必要な制度です。この制度は町が保有している情報について、住民自治の精神が十分発揮されるよう、町民の皆さんの公開を請求する権利を保障するとともに、町が行政について町民に説明する責任を明らかにすることにより、町民の参加と理解の下にある公平で民主的な町政の発展に寄与することを目的としています。」もう一つ、同じ情報公開制度の説明で、情報の提供という欄もありますので、そこも読んでみます。これは、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を指していますが、「実施機関は、町民が町政に関する情報を容易に得られるよう情報の提供に努めます。また、公開請求によらず、情報提供できるものもありますので、公開請求の前にご確認ください。」このように書かれています。制度はこのように規定されていますが、実際の運用場面どうなっているのか、私の体験をお話しさせていただきます。私は一町民であり、町民から付託を受けた議員なので町民に代わって町行政をチェックする役割を担っています。

なので、私は町行政に集まる様々な情報を必要に応じて現下に問い合わせしています。以前は気軽に情報交換でき、その情報がすでに作成されている場合は、すぐにその場で文書を書類や資料などで提供してくれていました。しかし、いつからか「議員には調査権がないから資料の提供はできない。」「必要な場合は、議会事務局を通して、場合によっては、議長が判断してからでないと提供できない。」となってしまうました。例を上げますと、町が総務省に対して毎月報告している人口のデータあるいは認定こども園の説明のために保護者に送付された説明資料やアンケートなどについても、提供できないと言われました。住民自治の考え方では、基本的に町が持っている情報は、全て主権者である町民のものです。個人情報などに抵触する場合は、限定的に非公開できるものの基本は公開であり、そのことは条例や各種文書にもうたわれています。町も議会も公開の原則を守ることは揺るぎがありません。それなのに現実是非公開の方向に傾いているように私には感じられてなりません。そこで町長に質問します。町はどのような方針で情報公開を進めているのでしょうか。また「公開請求によらず情報提供できるもの」と「公開請求によるもの」とあるわけですが、その線引きはどこにあるのか等、運用について答弁願います。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 お答えさせていただきます。まず、1点目であります。どのような方針で情報公開を進めているのかということですが、基本的には情報公開条例の規定に基づき情報公開を行っているものです。情報公開条例では、第19条で情報提供の総合的推進を規定し、実施機関からの情報提供の充実に努めるべき旨を定めています。しかしながら、公文書の公開制度は、町民等が公開請求をしない限り公開されないこと。また、公文書そのものを公開するため、町民等にとって分かり易く加工、新たに作成するものではなくて、原動する公文書であり請求者に対して公開されるので、広報的な効果が期待できないこと等制度上の限界はあるわけであります。情報公開を推進していくことが町民に町政参加を促すとともに、町民と行政が一体となってまちづくりを展開していく基礎になるものと考えて、今後もこの方針により進めていきたいと考えております。2点目は、「公開請求によらず情報提供できるもの」と「公開請求によるもの」との線引きはどこにあるのかということ

ですが、一般的には「公開請求によらず情報提供できるもの」は、通常一般に公表や配布しているもので、その例示として広報・統計資料・予算書・決算書・周知用チラシ・パンフレットのたぐい・町ホームページに掲載されている情報等があげられます。また、他の制度により公文書の閲覧・縦覧等の手続きを定め認められているものや、図書館その他施設で一般の利用に供することを目的としているものについては、この条例による公開の対象としておりません。例えば、住民基本台帳や選挙人名簿の抄本などの閲覧や固定資産税台帳、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日の縦覧については、それぞれ法律で認められております。また、図書館等において収集整理保存している図書・図絵等の公文書については、本来図書館等の施設の持つ固有の目的のために管理されているものであるため、この条例による公開の対象としていません。この他議会議員・行政委員等に対しては、審議のための関係図書について情報公開請求によらず提供している議案書類等があります。従いまして、線引きとして例えるなら、ただ今説明した内容となるものが一般的な区分の取り扱いであります。そうでない場合については、情報公開制度の目的である行政と町民の情報の共有に努めなければならないということを念頭におき、対応して行かなければならないものと考えているところであります。最後に運用については、基本的には情報公開制度の趣旨目的に則ってやっているのが実際でありますし、ただ今、議員から「町の機関から情報提供が『容易に』受けられない場面がいくつもあった。」とありますが、非開示情報以外でこのような場面があったのであれば、これらの指摘を真摯に受け止めて、情報公開制度の趣旨目的に則って、今後において適切な情報公開となるように努めてまいりたいと考えております。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、町長から町としての方針と運用について、ご答弁いただきました。今、最後のところで私が体験したことについては、基本的な情報公開の趣旨に照らし合わせた上で真摯に対応していくということだったので、今までのことは今までとして今後これ以降は積極的な公開がなされることに期待したいと思っております。そして、容易に情報提供を受けられるようになってくることを期待したいと思っております。今のところについてはそうですが、実はもう一つ、現在の情報公開状況で見過ごせない事例があったので、

次はそのことについて伺いたいと思います。実は先日私は町の情報公開条例を使って教育委員会に情報公開の請求をしました。内容は、平成26年度認定こども園開設準備事業に関する書類です。この事業の内容については、ここでは関係ありませんので省略しますが、すでに終了している事業ですので関係書類は全て整っている状況です。私は開設準備事業に関する何種類かの書類を請求しましたが、その中に事業費を算出するための積算資料、事業費全体と委託費の詳細を求めました。これは、この事業を発注する前つまり予算段階で事業費がどれくらいになるのか町が事業費を積算するために使った資料です。そして、これがその資料の全部ではありませんが、一部の現物です。情報公開制度に従い請求から14日目に公開の通知が自宅に届きました。後日指定された日時に受け取ったものです。資料を見ていくうちに実は非常に私驚いたことがありました。それは、これが先ほど言った資料ですけれども、その資料の委託費の全てが黒塗りされていました。委託料の積算の根拠に関する事項全て黒塗りされていたわけです。つまり、委託料の積算をする資料の全てが非公開になっているのです。おかしいと思いませんか。すぐさま私は「黒塗りの根拠は。」と担当者に確認しました。すると担当者からは、情報公開条例第7条(2)によると説明されました。この情報公開条例第7条には、非公開情報になる項目が記されています。全体的な流れを聞いていただきたいので、カッコ書きの箇所は省略して読ませていただきます。「(2)法人その他の団体に関する情報及び事業を含む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかであると認められるもの」と書かれています。つまり、請負事業者の不利益になる情報だから非公開にしたという説明です。しかしながら、これは町が予算を立てる段階で作成したもので、本来事業者の利益は関係ありません。非公開にできるとすれば、他の委託事業の積算根拠に流用される可能性のある職員給与費の単価に係る部分だけです。このように根拠もなく全て黒塗りにして非公開にすること、どんなものになっていたかということ、需用費の消耗品費、参考図書金額、ガソリン単価、合同保育の1回の材料費、健康診断料で定期健診やインフルエンザ予防接種などを受けることに関する一式という項目も別段利益に関係ありませんし、それは規定されているものであると思います。それから、複写コピー単価等とにかく全てなので、本当に驚いてしまったわけです。このように根拠もなく全て黒塗りにして非公開にすることは、情報公開制度を全

く理解していないとしか言えません。加えて、委託料の予算を立てる段階で、一事業者を特定明記しています。それは最初の段階の黒塗りされていないところに区分として月形町の事業費と札親会という名称が書かれていたままで、ここには予算がこども園開設準備経費予算案と書かれている段階のものに事業者名が入っていて、このように書かれているわけです。委託料の予算を立てる段階で、一事業者を特定明記していることが一つ問題ですし、もう一つ、委託料の積算内容を非公開にする理由が、事業者の不利益としていことから、この委託事業とその契約が公正で適切だったのかという別の疑問も露呈していると思います。ここで教育長に質問します。これらの資料は、情報公開請求によって教育委員会から提出された資料です。そして、この公文書一部公開決定通知書は教育長の名前と印が押されています。全てを把握しているはずですが、先ほど町長が答弁されたように「情報公開することが原則になっている。」ということで、教育委員会も町の機関の一つとして情報公開の対象になっていますし、先ほど町長が「情報公開に努めていく。」という姿勢であると言われているにも拘わらずかなり非公開の部分が多いことに対して、説明をお願いいたします。

○ 議長 堀 広一 教育長

○ 教育長 松山 徹 質問の黒塗りの非公開についてですが、非公開情報と考えていました。区分けはしていないと言われましたが、現時点では実情でありますので、今後は町長部局と話し合っ検討して行きたいと考えております。

○ 議長 堀 広一 教育長

○ 教育長 松山 徹 月形町情報公開条例第7条(2)「公開することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかであると認められるもの」と判断し、非公開情報としました。

○ 議長 堀 広一 教育長

○ 教育長 松山 徹 ただ今の件については、担当の教育次長から説明させます。

○ 議長 堀 広一 教育次長

○ 教育次長 対馬 照巳 説明申し上げます。先ほど宮下議員から情報公開の際に説明を受けたということで、月形町情報公開条例第7条(2)法人に関する事項と説明しましたが、公開の際、最後に第7条(6)入札予定価格に準ずる積算資料と判断したということで、訂正させていただきました。中身については、職員給与費、福利厚生、旅費、需用費全ての額を塗り消しさせていただきましたが、最終的な合計金額は予算書に載っていますので、公開させていただいたということでございます。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、とんでもない説明を聞いてしまったのですが、最初に聞いたときは第7条(2)ということは聞きましたけれど、もう少し公開になったときの状況をお話します。担当者は対馬次長、竹内社会教育係長が対応してくれました。そこで情報公開条例の資料をいただきました。私は事業設計資料も請求していたのですが、これに関しては文書が存在しないため公開できない、公開しない、「事業設計がないのはおかしい。」すると「(1)認定こども園開設準備経費予算26年度(案)が予算に相当するのですね。」という話し合いがあったではないですか。その時に「黒塗りでおかしい。」「なんでこんな黒塗りにしたのですか。」と言ったら、第7条(2)を指定して、「それはおかしいですよ。」第7条(2)を言ってしまえば、業者の不利益になるということを前提にやっているわけですよ。それは、予算案を立てる段階で町が本来積算するために持っている資料が、どうして業者の不利益になるのか。それでは、業者が立てた予算にうちが乗っているだけではないかということになり得るからおかしいという話をして、その時に「様々な備品は本来公開になるべきではないですか。」という中で、竹内係長から「確かにそうことはありますね。」という話があって、でもその時に根拠となる第何条という説明は聞いていないし、今、質問に立ったとき教育長は第7条(2)によると答弁したじゃないですか。違うならその時に本来、言うべきです。先ほど黒塗りにした理由を聞いたら、第7条(2)と答弁して座ったじゃないですか。それ以上答えるのですかというかたちでしたよね。それで違っていたなんて、おかしいでしょ。どうして途中で話が変わるのですか。先ほど教育長は第7条(2)によると答弁していましたよね。それは、先ほど言ったように業者の不

利益になる ことでしか黒塗りにした理由はないのです。その現場で様々な話を
をして、本来 はそうあるべきであるという話は確かにしましたが、そのこと
は正式な見解で はないです。もし訂正があったなら最初に質問した段階で、
教育長から「本来 はそうでした。」と最初に答えるべきなのに、教育長は第
7条(2)によって 全てを黒塗りでという判断をしましたと言いました。皆さん
も聞いていましたよね。ということだか、私にはちょっと理解できないの
ですが、もう一度、きちんと答弁してください。

○ 議長 堀 広一 教育長

○ 教育長 松山 徹 先ほどの答弁を訂正いたします。条例第7条(2)と申し上げ
ましたが、条例第7条(6)に訂正いたします。

○ 議長 堀 広一 教育長

○ 教育長 松山 徹 先ほどの答弁を訂正いたします。条例第7条(2)と言いま
しましたが、(2)ではなく(6)「試験の問題及び採点基準、検査、取締り、争訟の
処理方針、入札予定価格、交渉の方針、不動産売買の計画、職員の身分取扱
いその他町又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開するこ
とにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事
業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な運営に著し
い支障が生ずると認められるもの」ということで、入札予定価格に準ずるも
のと判断し、非公開としました。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、第7条(6)に該当するというので、それに該当す
るとして、どうして全てが真っ黒になるのか。それに該当するとすれば、先
ほど私が最初に言ったように職員給与費は該当する、職員給与費の単価が分
かると町が同種のこれから他に委託業務として上げている総合体育館の委託
事業などの人件費の積算根拠にされる可能性があるから他の事業の予定価格
を見積もられる可能性もあるので、そこはオープンにできないという説明を
竹内係長から受けました。ただし、それ以外の需用費、福利厚生費などにつ
いては、一般的な積算根拠になるので、それが分かったからと言って先方の
利害になるというものではない。第7条(6)で押し切るなら、これはおかしい

ですよ。委託費の内訳全部が真っ黒で何も示さないということは、逆にお金の使われ方予算の立て方も含めて、業者と見せられない何かがあるのではないかと勘繰られるような資料の出し方です。自分はどのように思っているかわからないけれど。最初の第7条(2)で言えば、業者の不利益になるからと言っているならそれも問題であるし、第7条(6)でやるなら、全部を真っ黒にするのはおかしい。どちらにしても、全部が真っ黒っておかしくないですか。予算が立って入札前の段階でこれを請求したなら分かりますが、事業も全て終了していて決算審査する段階で、すでに決算も終わっているのです。そういう段階で資料請求しているにも拘わらず真っ黒になっていることに対して、質問しているのです。答弁をお願いします。

○ 議長 堀 広一 教育長

○ 教育長 松山 徹 それについては、担当の教育次長より説明させます。

○ 議長 堀 広一 教育次長

○ 教育次長 対馬 照巳 ただ今の質問ですが、給与費から負担金及び補助金まで一連の資料ですので、金額等については、黒塗りさせていただいております。最終的な合計金額については、予算額になっていますので、このみ公開させていただきました。

○ 議長 堀 広一 教育次長

○ 教育次長 対馬 照巳 これについては、町長部局と検討させていただき、今後進めて行きたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

○ 議長 堀 広一 教育長

○ 教育長 松山 徹 ただ今の教育次長の答弁を訂正させていただきます。今後、教育委員会で検討して行きます。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今後、検討するということで、公開の方向は何も示されていなかったもので、それでは全く私としては不服です。先ほどから何回も指摘しているように、第7条(6)でやっても、それ以外の箇所は十分それが定

則すると思えませんので、ここに書いてある「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対し異議申し立てすることができる。」ということで、異議申立ての手続きを取りたいと思います。それでこれについては、決着しますけれども、これは町の委託料のほんの一部です。たった一つの委託料が全て委託の中身の全ての積算の根拠すら何も示されずにいくわけです。こんなことが全ての委託料でやられたら、議会はどのように中身を知ったらいいのですか。私たちは委託料の審査もしているわけです。本来全てをやっていくわけだから、私はまだ町長部局の委託料の中身を公開請求したことがないですが、全てが同じような状況で公開されないのであれば、まったくもって話しにならない。先ほどから言っているように、業者を決め打ちしてこのような予算の立て方をしているということは、業者と癒着しているのではないか、あるいは何か隠したい事実があるのではないかと思われても仕方がないということだけは、言わせていただきたいと思います。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 先ほど答弁で「非開示情報以外でこのような場面があったのであれば、これらの指摘を真摯に受け止めて、情報公開制度の趣旨目的に則って、今後において適切な情報公開となるように努めてまいります。」答弁しました。宮下議員が誤解されていたら訂正したいと思いますが、以前の質問の中に一議員として調査するにも拘わらず、私にはその情報開示がされなかったということですから、これについては、議員個人としての情報についての調査権はないというのが私たちのスタンスで、議会としてしっかりそのことについて情報開示を求められたときについては、しっかりそのことをやって行きたいと思いますので、そのことだけは、誤解されているような気がしますので、訂正したいと思っております。議員の調査権の一項目の中の文面としてこのようなことが書いてあります。「議員個人から要求される資料提出を拒否することはできます。議員はその自治体の情報公開条例に従って資料を請求すべきであり、これが住民との公平性を保つこととなる。」と明記されておりますので、そこは誤解のないようお願いしたいと思っております。議会に対して情報を私隠しようと思っているわけではありませんし、議会の調査権として皆さん相談の上でやることについては、情報公開条

例に基づき、しっかりやっていきたいと思っております。宜しくお願いします。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 先ほど町長が議員の調査権について発言していましたが、議員個人の調査権がないことは十分承知しています。資料請求権がないことも知っています。それと同じように情報公開条例の最初のところで、町が元々持っている資料、公開に値する予算書、決算書あるいは他に提供している資料については、積極的に公開する情報公開条例によらない姿勢であると言っているのです。私が今まで現下に対し話をして「こんな資料はないか。」と言っている人口のデータ等は、元々作られているもので総務省に提出するものですし、先ほど事例に上げた認定こども園の説明のために保護者に配付された説明資料やアンケートなども町がオープンにしているものなのに、それがほしいと言ったとき提供できないと言われるわけです。その時、議員に調査権がないからそれは議員の調査権を代用して実際に公開すべきものが公開されていないわけですから、私は一般町民と同じ程度にきちんとあるものはその場で出していただきたい。最終的に情報公開請求によって二週間待って手数料を払ってやりましたけれど、請求することによって町側の事務方の負担はあると思います。書類を上げて決裁を取って最終的に手数料も計算してやるのですから、元々出せるような情報をあえて出せないという情報公開条例を使いなさいという前に、積極的に情報を提供するのが本来の情報公開制度の趣旨にあっているという意味で、今、私が様々な点で問題があると指摘させていただきました。このことは、ぜひ、頭に入れていただきたいと思います。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 繰り返しになりますが、非公開情報以外はしっかり情報提供していきたいと思っております。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 終わります。